

2 立地法に基づく届出について

(1) 立地法に基づく届出を行う者

大規模小売店舗を設置する者が行います。

なお、区分所有している場合等、設置者が2人以上の場合は、これらの者全員の連名で届出することとなります。

設置する者とは、当該建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含みません。

(2) 届出時期

大規模小売店舗を新しく設置する場合は、開店予定日の10ヶ月前（変更届出については本手引14頁表参照）を目安として下さい。

（立地法では、届出内容により届出から8ヶ月の開店（変更）の制限期間が規定されており、届出に対して知事意見が述べられた場合は、届出者が変更届出等を行ったあとさらに2ヶ月の開店（変更）制限期間があるため、届出から開店まで約10ヶ月の期間が必要となります。ただし、知事が意見を有しない旨通知した場合は、その時点で開店（変更）が可能となります。（本手引9頁「立地法による手続きの流れ」参照）

(3) 届出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県 商工労働部 中小企業支援課（県庁8階）
Tel:098-866-2343 Fax:098-866-4661

※届出を行う際には、事前に大規模小売店舗担当者までご連絡下さい。

(4) 届出に必要な部数

新設、変更に係る届出の部数は**13部（原本3部、複写10部）**とします。

原本：中小企業支援課事務処理用、中小企業支援課縦覧用、市町村縦覧用

複写：庁内関係課審査用8部、市町村審査用、行政情報センター縦覧用

また、原本3部と行政情報センター縦覧用は、ファイル綴じにし、残りは全てホチキス止め等の簡易な綴りで提出して下さい。

なお、届出内容によって異なる場合もありますので、運用要綱を参考に、事前に上記届出先の担当者にご相談下さい。

(5) 届出の種類

ア 新設の届出（法第5条第1項）

新たに大規模小売店舗を設置する場合（建物の用途を変更して小売業を行う場合及び既存の小売店舗の売場面積を千㎡超とする場合を含む）

（届出書様式 施行規則第3条第3項 「様式第1」）

イ 変更の届出（法第6条第1項）

法に基づく届出を行った大規模小売店舗について、次の事項（法第5条第1項第1号、2号）の変更が生じた場合（変更後に届出）

(届出書様式 施行規則第6条 「様式第2」)

(ア) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(イ) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ **変更の届出 (法第6条第2項)**

法に基づく届出を行った大規模小売店舗について、次の事項 (法第5条第1項第3号から第6号) の変更が生じた場合 (変更前に届出)

(届出書様式 施行規則第7条第2項 「様式第3」)

《8ヶ月以上前に届出を行う事項》

(ア) 大規模小売店舗の新設をする日 (繰上げる場合)

※知事意見が「なし」の場合に繰上げる場合を除く

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (増加する場合)

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

a 駐車場の位置及び収容台数 (減少する場合)

b 駐輪場の位置及び収容台数 (減少する場合)

c 荷さばき施設の位置及び面積 (減少する場合)

d 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (減少する場合)

《変更の前日までに届出を行う事項》

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

a 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (繰上げる場合) 及び閉店時刻 (繰下げる場合)

b 来客が駐車場を利用することができる時間帯

c 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

d 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

エ **変更の届出 (法附則第5条第1項)**

法の施行日 (平成12年6月1日) 時点で既に大規模小売店舗を設置している者が、立地法の施行日以降最初にウの事項 ((ア)の事項を除く) に変更が生じた場合 (変更前に届出)

※附則第5条第1項の届出の場合、法第6条第2項の「ただし書」が適用されないので、店舗面積の減少、駐車場・駐輪場の収容台数の増加、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の容量の増加の場合でも届出が必要になります。

(届出書様式 施行規則第20条 「様式第8」)

オ **廃止の届出 (法第6条第5項)**

大規模小売店舗の売場面積を千㎡以下とする場合 (廃止前に届出)

※一時的に千㎡以下となる場合を除く

(届出書様式 施行規則第9条 「様式第4」)

カ **承継の届出 (法第11条第3項)**

法に基づき届出が行われた大規模小売店舗を譲り受けた場合 (承継後に届出)

※相続又は合併により建物の所有者が変更となる場合を含む

(届出書様式 施行規則第19条 「様式第7」)